

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」
2. 日時：令和2年11月20日(金) 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(一部TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川
上席安全審査官、津金主任安全審査官、上出安全審査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他17名

東京電力ホールディングス(株)

サイクル技術グループマネージャー 他2名

関西電力(株) 原子燃料部長

中部電力(株) サイクル戦略グループ副長

東北電力(株) 原子力部 副長

日本原子力発電(株) 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ主任

電源開発(株) 原子燃料室上席課長

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)等に関し、これまでの設工認申請等に係る面談(※1及び※2)を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・基本設計方針の共通項目について、原子炉等規制法第45条第1項に基づく変更の工事としての認可申請となる使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設に関する申請書(以下「1項申請書」という。)において、設置の工事として認可を受けた事項の同条第2項に基づく変更としての認可申請となる再処理設備本体等に関する申請書(以下「2項申請書」という。)の記載を呼び込むように検討されているが、それぞれの手続の位置付けを踏まえて、考え方を整理すること。

- ・ 1項申請書で申請を考えている重大事故対処設備については、事業変更許可申請での記載内容を踏まえて、全体的に考え方を整理すること。
- ・ 設工認申請で示される工事工程表の変更については、変更認可申請の対象ではないが、記載内容として、事業ごとの全体工程と分割申請範囲の工程との関係性及び使用前事業者検査の時期が明確になるよう整理すること。
- ・ 添付書類として検討している「基本設計方針における当該申請に係る部分の工事の計画の概要」については、本文記載又は添付書類でその内容が把握できる内容であるため、添付の必要性を含め整理すること。
- ・ 仕様表の作成においては、事業者で検討されている機器分類に応じて、それぞれの記載要領を網羅的に整理するなど、漏れのないようにすること。
- ・ 適合性確認の位置付け、体制等については、保安規定（下位文書を含む。）との関係や今回の体制強化を踏まえた対応、責任者の関与等について整理すること。
- ・ 本日提示のあった設工認作成要領等については、事業者が設工認申請に向けて自ら作成、整備するものであるため、引き続き自らで精査を進めること。その上で、申請書の記載内容は申請受理後に確認して説明を求めていくことになるが、申請書作成及びその後の説明の準備作業を進めていく中で事前に規制側に確認したい事項が生じた場合は、別途相談すること。

（3）日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認作成要領について」

「設工認作成要領」

「再処理施設および廃棄物管理施設の適合性確認について」

「設工認等の進捗状況の説明内容」

「設工認申請の現状と対応方針」

※1 令和2年10月30日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」

※2 令和2年11月17日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」